

法曹倫理モデル案について

第1 はじめに

1. 「共通の到達目標モデル案法律実務基礎科目・法曹倫理」（以下、原案という）において、選定された項目のうち、第1及び第2は、いずれも法科大学院教育で修得（単に教科として教えられるべきものではなく、行為規範として、身に付けるべきことを修得と表現した）されるべき基本的な事項であり、概ね適切である。特に弁護士倫理に関しては、ほぼ過不足なく網羅されている。ただし、後に<追加意見>として指摘したように、いくつかの重要な事項を落としていたり、<削除意見>として指摘したように、コアと思われる部分が入っているなどしていた。その点は、第2以下に詳論する。

2. 第3・裁判官倫理、第4・検察官倫理は、裁判官・検察官についての制度の説明程度であり、行為規範を教えるものとして、これで十分かという疑問がある。その意味で、この意見書では、原案にいくつかの項目を追加した。

3. 法曹倫理に限って、用語の特殊な使い方をしていることを指摘する。共通の到達目標（コアカリキュラム）モデル案作成の基本的考え方（以下、「基本的考え方」とする）によれば、到達目標のレベルは、理解している、説明することができる、考察することができるの3段階である（なお説明することができるは、更に、「条文に即して」「具体例に即して」「具体例を挙げて」「判例をふまえて」「判例学説の基本的な考え方をふまえる」の5段階に区分されている）。しかしながら、この法曹倫理においては、「理解している、説明することができる」までは基本的考え方の通りであるが、「理解して説明することができる」、「考察して説明することができる（具体的に考察して説明することができる）」と、定義にない用語が用いられている。この、「理解して説明することができる」は、説明することができるためには、理解していなければならないので、同義反復とも思われる。従って、「説明することができる」だけで良いと思われる。また、「考察して説明することができる」のは、考察した内容を説明出来るという意味であり、説明することができる又は具体的な事例に即して説明することができるということでは、足りるのではないかと思われる。したがって、本意見書では、「理解している」、「説明することができる」を用いて意見を述べることにする。

第2

1. 第1 法曹の使命・役割と職業倫理について

(1)<修正意見>社会正義の実現のために、法曹が特別の責任を有する専門職であることを具体例に即して説明することができる。

「特別の責任」とは何かが一義的に明確になるようなものでなければならないと考えられる。従って、この「特別の責任」とは何かを明確にする必要がある。それが出来なければ、削除したほうがよい。

(2)<修正意見>法曹が専門職の責任を全うするためには、時代状況の中で自らの社会的役割を自覚し、それにふさわしい高度に専門的な知識・技能、および職業倫理を身につけなければならないことを理解している。

「時代状況の中で」について、やはりその意味するところの内容を一義的に明確にする必要がある。明確にできなければ、削除した方がよい。

(3)<修正意見>法曹倫理の精神と基本的な法源を説明できるとともに、法曹倫理の内実が時代にに応じて変化することを理解している。

「精神と」は、不要。法曹倫理の精神は、(1)(2)において既に出ている。

2. 第2 弁護士倫理（弁護士の職務責任と規範）について

1-(1)について

<修正意見>弁護士の依頼者に対する誠実義務の根拠と内容を説明することができる。

<追加意見>誠実義務と善管注意義務の違いを具体的に説明できる。

<修正意見>弁護士の職務の公共性と依頼者に対する誠実義務との関係について、矛盾なく具体例に即して説明することができる。

およそ弁護士は、職務の公共性を自覚しつつ、依頼者に対する誠実義務（及びそこから派生する複数の義務）を同時に復層的に負っているものであり、職務の公共性と誠実義務から発生する義務の衝突について説明出来ることが重要である。「矛盾なく」は不要。

<修正意見>弁護士の依頼者からのに対する独立性が求められる場面を具体例に即して説明することができる。

1-(2)について

<追加意見>弁護士法・職務基本規程が想定している利益相反の基本類型を理解し、具体例に即して説明することができる。

<修正意見>弁護士法および弁護士職務基本規程上、依頼者または関係者の同意があれば受任が認められる類型とその事件における同意の取り方

及びその問題点について説明することができる。

<修正意見> 弁護士への移動，ならびに共同事務所・弁護士法人における利益相反の拡張波及その遮断に関して，問題の所在を理解して説明することができる。

<追加意見> 利益相反行為である訴訟行為の効力について，具体的に説明できる。

1-(3)について

<修正意見> 弁護士法 23 条と職務基本規程 23 条の違い，特にその義務の主体と対象が異なることによる問題点について考察して説明することができる。

1-(4)について

<削除意見> 法廷外の交渉における真実義務について，具体例に即して説明することができる。

法廷における真実義務については，職務基本規程 75 条により，消極的真実義務であると解されているが，法廷外の真実義務については，未だ確定した見解がない。その中で，法廷外の交渉における真実義務を具体例に即して説明できるというのは，不適切である。

2-(1)について

<修正意見> 受任時には，依頼者から得た情報に基づき，事件の見通しや費用等について十分に適切な説明をしなければならないことを理解している。

<追加意見> 受任してはいけない事件について，具体的例に即して説明することができる。

2-(2)について

<修正意見> 事件の受任にあたり，速やかに着手することの重要性を理解している。法令及び事実調査の重要性を理解している。

<追加意見> 法令及び事実調査の重要性を理解している。

前段と後段は，全く別のことを述べているのであるから とに分けるべきである。

<修正意見> 依頼者に経過報告し，協議しながら事件処理を進めることの重要性について，和解等，具体例に即して説明することができる。

経過報告や協議の必要性は，和解だけと誤解されるおそれがある。

2-(3)について

<追加意見> 辞任しなければならない場合について，具体例に即して説明することができる。

2-(4)について

<修正意見> 裁判外業務に特有の問題 裁判業務以外の業務裁

<修正意見> 伝統的な代理業務とは異なる弁護士の中立的な調整業務利益調整業務の役割とその問題の所在について考察して説明することができる。

<修正意見> 法律以外の事柄を含む助言を与える際に注意すべき事項について考察して説明することができる。

3 について

<修正意見> 代理人のいる相手方との交渉においては，その代理人を通して行うべきであることを理解し，代理人以外の付添い人のいる場合の交渉のあり方について考察して説明することができる。

<修正意見> 依頼者の権利実現のための行動が相当性を欠くと判断される状況について，考察して具体例に即して説明することができる。

4 について

<追加意見> 相手方及び相手方弁護士との関係の根底において，フェアネスがあることを理解している。

<修正意見> 弁護士職務基本規程 70 条が弁護士は「相互に名誉と信義を重んじる」と規定していることの根拠を，国民の視点から考察して説明することができる。

国民の視点は，不要。

<追加意見> 準備書面などの法的文書において相手方や相手方弁護士の名誉に十分配慮しなければならないことを理解している。

5-(1)について

<修正意見> 刑事弁護における真実義務について，議論があることを理解している。を巡る議論について，考察して説明することができる。

7 について

<修正意見> ~~経営者としての弁護士の倫理—弁護士の経営責任~~

7-(1)について

<修正意見> ~~弁護士の国内外の移動の状況と課題について理解している。~~
説明を加える必要がある。

7-(2)について

<修正意見> ~~依頼者との金銭貸借及び債務保証等が、原則として禁止されていることの理由を理解している特別な事情がない限り禁止されていることとその理由を理解している。~~

<削除意見> ~~弁護士報酬基準が廃止された経緯を踏まえ、報酬に関する実務がどのように変化したかを理解している。~~

現在の報酬規程を理解する方が大切。

<追加意見> ~~報酬が適正・妥当でなければならないことを理解している。~~

7-(3)について

<修正意見> ~~弁護士の広告についての規制を説明することができる。規制が緩和された趣旨ならびに規制の理由を説明することができる。~~

広告禁止が緩和された経過まで行為規範の中に盛り込む必要はない。

8について

<修正意見> ~~依頼者による資金洗浄不自然な金銭の移転請求に留意し、資金洗浄に対して弁護士がどのような対応が可能かを説明することができるように行動すべきかを理解して説明することができる。~~

3. 第3 裁判官の倫理について

<追加意見> ~~裁判の影響力の大きさ・重みを十分理解し、裁判官の責任を理解している。~~

<追加意見> ~~裁判官の倫理が問われた過去の事例について、具体例に即して説明することができる。~~

<追加意見> ~~裁判官の政治的活動の限界について、具体例に即して説明することができる。~~

4. 第4 検察官の倫理について

<修正意見> ~~検察官は、公益の代表者であり、検察権はかつ、不偏不党に行使されるべきことを行為規範として理解し、具体例に即して説明することができる。の立場にあつて、厳正公平を旨として、公正誠実に職務を行わなければならないことについて理解し、説明することができる。~~

行為規範性を強調した。

<追加意見> ~~検察官の責務は、有罪判決を求めることではなく、公平な裁判を実現するため、全ての証拠を裁判所に提出することにあることを理解している。~~

<追加意見> ~~検察官に知られている全ての証拠又は情報を、弁護側に適時に開示しなければならない事が検察官の行為規範であることを理解している。~~

<修正意見> ~~検察官の職権行使の独立性と検察官同一体の原則の内容を説明することができる。~~

を に変更。

以上